

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
知事等の給与の特例に関する条例	知事等の給与の特例に関する条例
平成14年3月26日 条例第5号	平成14年3月26日 条例第5号
附 則	附 則
1 省略	1 省略
2 この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。	2 この条例は、平成16年3月31日限り、その効力を失う。

知事及び副知事の給与の減額に関する条例（平成15年10月17日条例第52号）の一部改正 附則第2項に係る部分

新	旧
（知事の給与の減額）	（知事の給与の減額）
第1条 平成15年11月分から平成16年4月分までの知事の給料月額は、知事等の給与の特例に関する条例（平成14年愛媛県条例第5号）第1条本文の規定にかかわらず、同条本文の規定による額からその10分の1に相当する額を減じて得た額とする。	第1条 平成15年11月分から平成16年3月分までの知事の給料月額は、知事等の給与の特例に関する条例（平成14年愛媛県条例第5号）第1条本文の規定にかかわらず、同条本文の規定による額からその10分の1に相当する額を減じて得た額とする。
	2 平成16年4月分の知事の給料月額は、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）別表第1の規定にかかわらず、同表知事の項給料月額欄に掲げる額からその10分の1に相当する額を減じて得た額とする。

